

○宮崎大学医学部附属病院 EHR 利用推進センター運営委員会規程

平成 27 年 12 月 9 日  
制 定

改正 平成 29 年 3 月 15 日 平成 30 年 11 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院 EHR 利用推進センター規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院 EHR 利用推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、EHR 利用推進センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 患者支援センター長
- (4) 内科系診療科の教員 1 人
- (5) 外科系診療科の教員 1 人
- (6) 病院 I R 部の教員 1 人
- (7) 看護部長
- (8) 医事課長
- (9) その他委員長が必要と認める者

2 前項第 4 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げる委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。